

# 令和7年定例会3月会議

## 豊浦町議会会議録

令和7年3月17日（月曜日）

午後1時30分 再開

午後2時13分 散会

令和7年定例会3月会議  
豊浦町議会会議録

令和7年3月17日（月曜日） 午後1時30分 再開

◎議事日程（第4号）

再開宣告

開議宣告

日程第1 委員会報告

議案第14号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算について

議案第16号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について

議案第18号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について

議案第19号 令和7年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について

議案第20号 令和7年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について

議案第21号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計予算について

議案第22号 令和7年度豊浦町公共下水道事業会計予算について

◎追加議事日程

追加日程第1 議案第32号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）について

散会宣告

◎出席議員（8名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		4番	大里葉子君
	5番	渡辺訓雄君		6番	宇川裕哉君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

町長		長	杉谷佳昭君
副町長		長	沼舘靖展君
教育長		長	葛西正敏君
代表監査委員			菅野厚志君
総務課長			石川壮輔君
政策財政課長			本所淳君

政 策 財 政 課 長 補 佐	宮 崎 優 亮 君
政 策 財 政 課 主 幹	武 田 貴 博 君
町 民 課 長	久 保 隆 史 君
町 民 課 長 補 佐	竹 島 英 和 君
農 林 課 長	井 上 政 信 君
水 産 商 工 觀 光 課 長	長 谷 部 晋 君
建 設 課 長	佐 藤 一 貴 君
建 設 課 長 補 佐	松 岡 拓 君
生 涯 学 習 課 長	大 嶋 果 林 君
總 合 保 健 福 祉 施 設 事 務 長	武 石 修 君
總 合 保 健 福 祉 施 設 事 務 次 長	阪 下 克 哉 君
国 民 健 康 保 險 病 院 事 務 局 長	高 橋 美 香 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長	荻 野 貴 史 君
書 記	岩 崎 洋 子 君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） 皆様、こんにちは。

休会前に引き続き、定例会 3 月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 8 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。

よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎日程追加の件

○議長（勝木嘉則君） なお、本日の追加議案としまして、議案第 32 号 令和 6 年度豊浦町一般会計補正予算（第 8 号）についてが提出されていますが、こちらは、去る 3 月 7 日の全員協議会にて、本日の日程に追加の上、審議することになっておりますので、追加議案として提出されました議案第 32 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、予算審査特別委員会に付託された議案の採決後に議題にすることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、そのように議題とすることに決定しました。

◎委員会報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 1、予算審査特別委員会の委員長より、付託された案件についての審査が終了した旨の報告がありましたので、これを受けることといたします。

付託議案の議案第 14 号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 15 号 令和 7 年度豊浦町一般会計予算について、議案第 16 号 令和 7 年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 17 号 令和 7 年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第 18 号 令和 7 年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第 19 号 令和 7 年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第 20 号 令和 7 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について、議案第 21 号 令和 7 年度豊浦町簡易水道事業会計予算について、議案第 22 号 令和 7 年度豊浦町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会、渡辺委員長、登壇願います。

○5 番（渡辺訓雄君） それでは、予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された各議案につきましては、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 72 条の規定により報告いたします。

審査の経過及び結果。

本委員会に付託された議案第 14 号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 15 号 令和 7 年度豊浦町一般会計予算について、議案第 16 号 令和 7 年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 17 号 令和 7 年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第 18 号 令和 7 年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第 19 号 令和 7 年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第 20 号 令和 7 年度豊浦町

国民健康保険病院事業会計予算について、議案第21号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計予算について、議案第22号 令和7年度豊浦町公共下水道事業会計予算についての審査については、3月10日から13日までの4日間の日程で開催し、関係職員から詳細な説明を受けるなど、質疑、議論などを慎重に行った結果、いずれも原案どおり決しました。

審査意見。

1、職員研修については、職位や職階に応じた研修にこだわらず、執行方針の実現に向け、職員の育成を図ること。また、監査委員からの審査意見や指摘事項を再認識し、再発防止や体制強化に努めること。

2、業務のデジタル化を見据え、庁舎内にフリーWi-Fiを設置したり、災害発生時における町民への迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線のみならず、防災DXの推進を図るなど、町民に対するサービスや災害対策の向上に努めること。

3、地域公共交通体制の充実に向け、業務委託だけでなく、直営で実施することも視野に比較検討すること。また、町内道路における危険箇所を検証し、大型のカーブミラーを設置するなど、交通安全対策の充実を努めること。

4、アイヌ文化情報発信施設イコリをこれまで以上に活用し、関係者とともにも礼文華地域の振興に努めること。

5、除雪作業員確保のため、高齢者事業団への除雪作業単価の実態を検証すること。

6、適切な保育サービスの提供に向け、認可外保育施設とも連携するなど、保護者の希望にかなうよう、子育て支援の充実を図ること。

7、町民の健康づくり、予防のため、健康診断や各種検診の受診率向上に向け、鋭意努めること。

8、地域産業連携拠点施設いちご分校のさらなる施設、設備の利活用向上に向け創意工夫し、人材も含め、活用すること。

9、バイオガスプラント事業については、利用者と協議し、収支改善に向け、処理手数料による増収を図るなど、歳入増に向けて取り組むこと。

10、ハザカプラントで製造される堆肥の「海の恵み」については、販売促進に向け、品質向上や販路拡大などに努めること。

11、渚パークゴルフ場については、利用者の声を聞きつつ、町民の健康維持・増進のために利活用を図り、継続利用すること。

12、大岸小学校児童数の減少が見込まれているが、今後の方向性について、児童の意向をはじめ、保護者や地域住民と十分に意見交換を重ねること。

13、教員住宅、町有住宅をはじめ、公共施設の現状を検証し、有効に活用すること。

14、国民健康保険税については、低所得者が多い本町で、高校卒業まで子どもの医療費が無償化されているものの、出生時からかかっている。低所得者や子どもの均等割額の軽減割合について、高額な負担感とならないよう、社会情勢に応じて対応すること。

15、高額医療費の軽減に向け、町民の健康づくりの推進と強化を図ること。

16、人口減少解消策の一助のために、出生率の向上に向け、子ども・子育て支援の充実、強化を図ること。

17、介護予防事業については、社会福祉協議会に一任するのではなく、町民生活支援の面からも地域の自主組織を形成したり、独居者のケアのためにもセミナーなどを開催し、予防対策に取り組むこと。

18、各水道事業会計における減価償却費の根拠となる固定資産台帳については、水道管の交

換時期に向けた活用や、令和8年度に水道料金、下水道料金の見直しを行うと町政執行方針においても明記されていることから、料金見直しの根拠としても活用できるよう、適切に整備すること。

以上の意見があったところですが、そのほか、事務事業評価事業、中期財政計画、第6次総合計画、国保病院経営強化プラン、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画などなどについて再度検証を行い、町政執行方針のはじめとむすびに基づき、未来が開けるよう、見直しなどの実行を早めに示し、理事者、職員がワンチームで事業効果が発揮されるよう、強く、強く求めて委員長報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺委員長、大変お疲れさまでした。

予算審査特別委員会の委員長報告が終わりました。

議案第14号から議案第22号に対する質疑については、議長を除く全員で構成する特別委員会における付託案件の審査であることから、議会の運営に関する基準第7章第1節第2号の規定に基づき、質疑を省略したいところではありますが、先ほど、大高議員から、ぜひとも一つ質疑をしたい旨が来ましたので、私は丁寧にやりたいと思いますので、あれば、この場で質疑を受けます。

大高議員。

○1番（大高一敏君） ありがとうございます。

議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算についてでございます。

間違ったことを申し上げますと申し訳ありませんので、1点だけ質疑をさせていただきます。一般会計、民生費であります。

カムイノミ・イチャルパの事業費であります。令和6年度においては、およそ52万4,000円と聞いてございます。

令和7年度事業費について伺います。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 令和7年度のカムイノミ・イチャルパの事業予算につきましては、30万円程度の予算を見込んでおります。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 私の聞いたところによりますと、申請が間に合わなかった、もしくは、申請をしていなかったというようなことで伺っておりますが、間違いはございませんか。

もう一度お尋ねします。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） カムイノミ・イチャルパの他の協会からの祭司や演舞者の方の報酬については、アイヌ文化財団から補助金をいただいております。

令和7年度も同様に申請する予定でございましたが、事務方の確認ミスで、申請期限から1週間ほど遅れてしまいまして、発覚してすぐ、財団に、何とか対応できないだろうかというところは申し上げたのですけれども、対応はできないという形になってございまして、7年度は申請が行えなかったという事実はございます。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 一般会計、令和7年度予算に関して、討論を申し上げます。

カムイノミ・イチャルパ、この事業におきましては、町長の施策の一つであります。

○議長（勝木嘉則君） 議員。討論は後ほど受けることとなりますので、よろしいでしょうか。

大高議員。

- 1番（大高一敏君） 分かりました。では、そのときをお願いいたします。
- 議長（勝木嘉則君） ほかにありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） それでは、質疑を省略します。  
議案第14号から議案第22号については、議案ごとに順次、討論と採決を行います。  
初めに、議案第14号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、討論はありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。  
これから、議案第14号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決させていただきます。  
次に、議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算について、討論はありませんか。  
（「討論あり」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） これより、討論に入ります。  
最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。  
大高議員。
- 1番（大高一敏君） 反対討論をさせていただきます。  
先ほど質疑いたしました令和7年度においては、申請が間に合わなかったということで伺っております。  
このカムイノミ・イチャルパの事業におきましては、町長施策の一つであります。  
健全な行政運営で、アイヌ文化施設の利用促進、そして、後継者育成を促進とあります。また、文化継承、事業発信を実施とあります。  
そして、教育長施策においては、ふるさと学習の題材、アイヌ民族の理解に努めますとなっております。  
この事業は、今、予算を見ていないということですから、中止になると、町長の施策、そして、教育長の施策は実施されないということになります。  
よって、この事業を一旦凍結、否決し、再提出を求めるものであります。
- 議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） これで、討論を終結いたします。  
ここで、お諮りいたします。  
議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算についての採決は起立により行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う人あり）
- 議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。  
よって、この採決は起立によって行います。  
議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算については、原案どおり決定することに賛成す

る方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(勝木嘉則君) 起立が5名。

起立多数により、議案第15号 令和7年度豊浦町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第16号 令和7年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第17号 令和7年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第18号 令和7年度豊浦町介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和7年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第19号 令和7年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第20号 令和7年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第21号 令和7年度豊浦町簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度豊浦町公共下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これから、議案第22号 令和7年度豊浦町公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。(「議長、動議を提出したいと思いません」と言う人あり)

ただいま、大高議員より動議の申出がありましたので、どのような動議か、表題部分を簡単に説明願います。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 政治倫理審査会の設置の動議を提出したいと思います。

まず始めに、政治家に求められる倫理感についてですが、国会法124条の2において、政治倫理綱領、そして、行為規範の遵守が定められております。

次に、国会法124条の3において、政治倫理審査会を設けるとあります。

このことは、政治家の倫理感が大きく社会問題となったことから付け加えたものであります。地方議会も当然の扱いとなっております。

ここで言う倫理とは、人間生活の秩序、人間行動の規範という意味でございます。

政治家には、別に政治倫理があります。政治家は世間から厳しい目で見られております。

理由は、選挙で選ばれ、税金から報酬を得、様々な特権があり、法律をつくる立場が要因でございます。

そのため、議員には誠実な態度が求められ、同時に、様々な政治倫理、定義があります。一番として、公平公正な行動、法律で規定のできない正義、町民の代表者としての行動規範、不正、汚職に手を染めないなど、様々がございます。

審査会目的は、行為規範と法令違反のチェックであり、監査機関と言えます。議員としての能力だけでなく、誠実な行動が要求されております。

よって、政治倫理審査会の設置の動機を提出するものであります。大里議員でございます。

定例会3月会議、3月5日欠席、3月6日早退と、後日、私は知りました。理由の報告は受けてございません。欠席、早退の理由は様々であると考えております。

一つ目ですが、問題は、両日とも、飲食店の営業をしていたことでございます。

会議を休み、夜の飲食店を営業していたことは、一般人としてはともかく、政治家として、倫理観が問題と考えます。

二つ目でございますが、大里議員は、夜、飲食店を営業しています。

皆様もご存じかと思いますが、店舗前の道路は道道で、30キロ規制、そして、さらに、駐車禁止となっております。毎日のように、店舗前に数台の車が違法駐車しております。よく店に出入りをしていますので、常連と私は考えております。

オーナーとして、そして、また、議員としての倫理感の問題があると私は思っております。

よって、政治倫理審査会を設置し、政治倫理綱領、そして、行為規範の遵守を求めるものであります。

○議長（勝木嘉則君） ただいま、大高議員より説明を受けました。

大高議員の動議に賛同する議員はいらっしゃいますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） いいですか。1名以上の賛成があれば、動議は成立します。

では、いませんで……

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） ちょっと休憩してくれませんか。

○議長（勝木嘉則君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時08分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

先ほど、動議が出されましたけれども、賛成者がいないということで、動議は否決されまし

た。

◎議案第32号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（勝木嘉則君） 追加日程第1、議案第32号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第32号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和6年度追加分の議案書1ページをご覧ください。

令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

繰越明許費としまして、第1条、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費によるものです。

2ページをお開きください。

第3表の繰越明許費ですが、西胆振行政事務組合負担金として、1,905万9,000円を繰り越すものです。

内容としましては、3月7日の全員協議会でご説明したとおり、西いぶり消防指令センター整備事業において、納品予定のシステムに不具合があることが発覚したことによって、年度内の納品ができなくなったために、次年度に繰り越すものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議案は全て終了といたしますけれども、先ほど渡辺議員から、議案というか、皆さんにというふうに言われたので、許しますので、渡辺議員、よろしいでしょうか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 委員長ということで、自分の無知なところもあったのかなと思って、所管にお尋ねしたいのですが、アイヌの関係で質疑があったときに、簡単に言えば、事業の予算の申請が間に合わなかったと。それは、どういう何に当たるかは、職員の綱紀肅正というか、そういうものから言うと、ちょっと忘れたというだけで済ませられるものではないのではないのかという思いがあって、それで、同僚の話では、説明はちらっと聞きました。

それで、その申請し忘れた事業費は、今回の予算書の附表なり、あるいは、予算書に金額が載っているのか、載っていないのか、そののところが関連がありますので、総合的には、一般

会計の歳入歳出は、間違いはございませんか。

間違いありません。

そのところは確認をさせていただきます。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 先ほどの私の答弁にちょっと言葉足らずだった部分がありまして、今回、カムイノミ・イチャルパの事業の予算につきましては、町の予算ではなくて、豊浦町アイヌ協会の予算の部分でございまして、町民課でアイヌ協会の事務局をやっている関係上、今回申請漏れしていた補助金については、アイヌ協会の予算の中で執行される形になってございますので、町の一般会計の予算には反映されない部分になってございます。

○議長（勝木嘉則君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（勝木嘉則君） 本日は、これをもって散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

午後 2 時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月17日

議 長

署名議員

署名議員